

昭和二十七年四月十四日

主査参事官

事務官

總裁 
長官 

局長 
參事官

總務室主幹

別紙労働大臣請議夏時刻終了の際における労
働基準法の特例に関する政令を廃止する政令案
を審査したが、右は請議のよう閣議決定せら
れてよいと認める。

22
労甲四
政令案

法務府

夏時刻終了の際ににおける労働基準法の特
例に関する政令を廃止する政令をここに公
布する。

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣

呈案附箋の通り